

政府税制調査会海外出張報告（シンガポール・韓国）

1. 日程等

1. 日程

平成 19 年 4 月 15 日（日）～19 日（木）

2. 出張者

井堀 利宏 委員（東京大学経済学研究科教授）
水野 忠恒特別委員（一橋大学法学研究科教授）
永瀬 伸子特別委員（お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科教授）
田辺 康彦 総務省自治税務局企画課課長補佐
吉住 秀夫 財務省主税局総務課課長補佐

3. 訪問先

〔シンガポール〕シンガポール財務省、民間会計事務所等
〔韓国〕韓国財政経済部、保健福祉部

2. 調査概要

【シンガポール】

- 面積：704 平方キロメートル（東京 23 区とほぼ同じ）
- 人口：約 435 万人
- 民族：中華系 76.0%、マレー系 13.7%、インド系 8.4%、その他 1.8%
- 主要産業：（GDP 構成）製造業 28%、卸小売業 15%、金融サービス業 11%
- 名目 GDP：2,099.9 億 S ドル（約 15.5 兆円）
- 実質 GDP 成長率：7.9%
- 消費者物価上昇率：1.0%
- 失業率：2.6%
- 貿易収支：527 億 S ドル（約 3.9 兆円）
- 経常収支：577 億 S ドル（約 4.2 兆円）
- 主要貿易品目：輸出（機械・輸送機器、鉱物性燃料、化学製品）
：輸入（機械・輸送機器、鉱物性燃料、原料別製品）
- 歳出：330.0 億 S ドル（約 2.4 兆円）
- 歳入：323.6 億 S ドル（約 2.4 兆円）
- 通貨：シンガポールドル（1 S ドル＝約 74 円）

1. 2007 年度税制改正

シンガポールの 2007 年度税制改正における税制改正の内容は以下のとおり。ネットの増減収は、年間＋3.1 億 S ドル（＋229.4 億円）となる。

税制改正内容	年間増減収額
増収項目(+)	
① 物品・サービス税率の引上げ(5%→7%)	+15 億 Sドル (+1,110 億円)
減収項目(▲)	
② 法人税率の引下げ(20%→18%)	▲8 億 Sドル (▲592 億円)
③ 法人税の軽減税率適用基準金額の拡大	▲1.5 億 Sドル (▲111 億円)
④ 法人の借入費用にかかる税額控除	▲1.1 億 Sドル (▲81.4 億円)
⑤ 外国人ホームペルパー税の減税等	▲0.8 億 Sドル (▲59.2 億円)
⑥ 道路税の減税	▲0.5 億 Sドル (▲37 億円)
合計(ネット)	+3.1 億 Sドル (+229.4 億円)

2. 法人税率引き下げ

○概要：2008 年度賦課分より適用（2007 年度法人所得）

・法人税率の引下げ（20%→18%）

※ 2001 年：25.5%→02 年：24.5%→03 年：22%→05 年：20%

・軽減税率適用基準金額の引上げとして、課税所得の最初の 1 万 Sドル(74 万円)を 75%免税（＝税率 4.5%）とすることに加え、従来 10 万 Sドル（740 万円）まで 50%免税としていた基準金額を 30 万 Sドル(2,220 万円)まで拡大（＝税率 9%）。

課税所得	現行税率	新税率
最初の 1 万 S ドル	5%	4.5%
1 万 S ドル超～10 万 S ドル	10%	9%
10 万 S ドル超～30 万 S ドル	20%	
30 万 S ドル超		18%

→税率引下げにより、8 億 Sドル（約 592 億円）の減収見込み。

○内容：

- ・固有の天然資源も存在せず、貿易が盛んで輸出輸入に依存した経済であるため、ケインズ政策的な需要管理を行っても、その効果はかなり限定的。狭い国土面積、少ない人口数で高い一人当たり GDP を維持するためには、金融業の振興や企業誘致による経済活性化を図る必要。
- ・2005 年 GDP の 28%は製造業から生じているが、国土面積、人口数といった観点から、今後は金融業の振興や多国籍企業の統括会社の誘致も進める必要。
- ・香港(法人税率 17.5%)などの近隣諸国に対抗し、法人税率を下げることで、企業誘致を目的とした競争的租税環境を維持する姿勢を表明。また、資本の流動性が高まる中、統括会社の誘致等において、アジア域内だけでなく、東欧の国々

(ポーランド、スロバキア共和国：19%、ハンガリー：16%)とも競争する必要性。

- ・専ら大企業に適用されている既存の租税優遇措置に加え、国内外の中小企業にも恩恵が及ぶ法人税率引下げや優遇措置を実施し、起業促進や中小企業育成に努める必要性。

○効果

- ・税率引下げは、すでに多くの企業優遇措置が存在し課税ベースが浸食されているため、実質的な効果に乏しい。
- ・シンガポール財務省は、企業誘致において香港等に対抗する意図を示すものとして有効との見解。
- ・軽減税率適用基準金額の引上げは、中小企業には一定の効果。この措置は、全ての会社に適用されるが、課税所得が 50 万 S ドル以下の中小企業は実効税率が 12.5%となり、域内の競争相手である香港の負担を下回るもの。
- ・外資企業には、英語が通じるビジネス環境、充実した社会的インフラ、ファイナンスの容易さ、安定した政権基盤などもシンガポールの魅力。

【参考】企業優遇措置（所得税法に規定される法人及び個人投資家への租税優遇措置、租税法規以外の経済拡大奨励法などに規定される租税優遇措置が存在）

(1) 配当所得、キャピタルゲインへの優遇措置[所得税法]

① 概要：海外からの資金流入を図るため、及び国内投資促進のため、国外所得からの受取配当、キャピタルゲインに対する優遇を実施する制度。

② 優遇措置の内容：国外所得からの受取配当は免税。不動産・有価証券等の資産に関するキャピタルゲインは課税除外。

(2) FSI(Financial sector incentive)スキームについての優遇措置[所得税法(法人税)]

① 概要：地域及び国際的な金融拠点を目指し、金融関係企業に税務上の優遇措置を与える制度。

② 優遇措置の主な内容：FSIの認定を受けた企業は、対象事業からの所得について5-10%の低減税率を適用。

※ 現在の企業誘致の焦点の一つとしてリージョナルに活躍する会社の統括拠点の誘致が挙げられ、RHQ (Regional Headquarters Awards)や IHQ (International Headquarters Awards)といった総合的統括会社に対する優遇措置が存在。

(参考) タックスヘイブン税制

- ・ シンガポールの税率は低く、原則としてタックスヘイブン税制の対象となる。しかしながら、適用除外要件である「事業基準（主な業務が持ち株会社等でないこと）、実態基準（主たる事業に必要な工場等を有していること）、管理支配基準（事業の管理、運営等を行っていること）、非関連者基準／所在地国基準（非関連者との取引（売上高、仕入）が50%以上となっていること等）」を満たすことで多くの会社がその適用の対象外。
- ・ また、シンガポール政府も租税優遇措置を講じる際には雇用数や取引額等の最低条件を課しており、あくまで実体として経済活動を行う企業を誘致するとの姿勢を見せている。

3. 安定的な財源確保のための物品・サービス税（GST）率引上げ

○内容：GST 税率の引上げ（5%→7%）

※ 1994 年：3%（導入）→2003 年：4%→2004 年：5%

→引上げにより、15 億 S ドル（約 1,110 億円）の増収見込み。増収分は、①ワークウェアを通じた社会保障制度の強化（4 億 S ドル（約 296 億円）/年）、②医療健康面での支出の増加（3 億 S ドル（約 222 億円）/年）、③シンガポール人の教育や訓練機会の提供 等の財源

- ・ 引上げの影響緩和のため包括的な GST オフセットプログラムを実施。

○背景：

- ・ 高齢化により所得税等の課税ベースが縮小する中、増大する社会保障費等への安定財源確保の必要性。
- ・ 国際的潮流に合わせて、直間比率（現行直接税 53%：間接税 47%）の変更（間接税の割合の引上げ）。

○影響：GST オフセットパッケージの実施により、影響緩和。特に駆け込み需要といった影響は今のところ見られないものの、便乗値上げを防止するため、不正値上げ防止委員会を 2007 年 1 月に立ち上げ（7 月の GST 税率引き上げ後も半年間存続）。

◆GST オフセットパッケージ

- ・ GST 税率の引き上げに当たっては、オフセットパッケージを実施。今回のオフセットパッケージの内容は以下のとおり（5 年間で総額 40 億 S ドル（約 2,960 億円））。

(1) GST クレジット（GST 税率引上げの影響緩和のための現金支給）

年間課税所得及び住宅の年間資産価額に応じて 4 年間で最大 1,000 S ドル（約 7.4 万円）を支給。シンガポール国民の 4 分の 3 が 800 S ドル（約 5.9 万円）の手当を受給。

		住宅の年間資産価額		
		\$5,000 以下	\$5,000 超 \$10,000 以下	\$10,000 超
年間 課税 所得	\$24,000 以下	\$1,000 (\$250 ずつ 4 年間支給)	\$800 (\$200 ずつ 4 年間支給)	\$400 (\$100 ずつ 4 年間支給)
	\$24,000 超 \$100,000 以下			
	\$100,000 超	\$100 (1 年間支給)		

(2) 高齢市民手当 (Senior Citizen' s Bonus)

55 歳以上のシンガポール人で、年間所得が 10 万 S ドル (約 740 万円) 以下の者は、1,000 S ドル (約 7.4 万円) までの高齢者ボーナスを受給。高齢者ボーナスの 3 分の 2 は現金、3 分の 1 は中央積立基金の医療口座。

※中央積立基金 (CPF)・・・住宅、老後、医療等の福利厚生のため、使用者及び労働者より給与額の一定割合を労働者個人の口座に積み立てる強制貯蓄制度。普通口座、特別口座、医療口座がある。

		住宅の年間資産価額		
		\$5,000 以下	\$5,000 超 \$10,000 以下	\$10,000 超
年間 課税 所得	\$24,000 以下	55～59 歳 \$600 (\$150 ずつ 4 年 間支給) 60 歳～ \$1,000 (\$250 ずつ 4 年 間支給)	55～59 歳 \$400 (\$100 ずつ 4 年間支給) 60 歳～ \$800 (\$200 ずつ 4 年間支給)	55～59 歳 \$200 (\$50 ずつ 4 年 間支給) 60 歳～ \$400 (\$100 ずつ 4 年間支給)
	\$24,000 超 \$100,000 以下			

(3) 中央積立基金に対する使用者・労働者拠出割合の変更

社会保障制度の強化として、中央積立基金の使用者拠出率を現行の 13 ポイントから 1.5 ポイント引き上げ 14.5 ポイントとする。他方、中小企業には負担軽減策を実施。

※ 使用者拠出率の 13%→14.5%へ引上げに伴う 1.5%の増分は従業員の CPF 口座の普通口座 (+1%)、医療口座 (+0.5%) に分配。

※ 35 歳超で月収 1,500 S ドル (約 11.1 万円) 以下の者については、使用

者負担率を引下げ。

※ 月収 1,500 S ドル (約 11.1 万円) 以下の者 (年齢は考慮しない) については、月収に応じて、労働者負担率を引下げ。

(4) 勤労所得者補助スキームの創設

所得格差是正のため、2006 年実施した一時金支給 (ワークフェア) を恒久化する勤労所得補助スキームを導入。

※対象: 35 歳超で月収 1,500 S ドル (約 11.1 万円) 以下で、住宅年間評価額が 1 万 S ドル (約 74 万円) 以下の者。

※支給額: 35 歳超~45 歳まで最高年間 900 S ドル (約 6.7 万円)。45 歳超は最高年間 1,200 S ドル (約 8.9 万円)。具体的な支給は、現金: CPF 強制貯蓄=1:2.5。年 2 回支給。

4. 出生率低下を防止するための少子化対策

○概要: 出生率は低下傾向にあり、2005 年の出生率は 1.25 と、日本とほぼ変わらない水準 (民族別では、華人系で 1.08、インド系で 1.25、マレー系で 2.07。シンガポールの人口維持に必要な出生率: 2.1)

・出生率の低下

※ 1990 年: 1.83→2000 年: 1.60→02 年: 1.37→03 年: 1.26→04 年: 1.25→05 年: 1.25

○背景: 女性の社会進出に伴う子育ての機会費用の増大 (ワークアンドバランス)。子ども一人当たりの教育費の高騰。

○対策:

2004 年 8 月に、包括的な少子化対策を発表。総額 8 億 S ドル (約 592 億円) (GDP の 0.4%)。その他、子どもを持つ世帯には、公営住宅への優先入居等の措置あり。

2005 年の出生率は、過去最低を記録した昨年と同じ 1.25 にとどまった。

出産奨励金	ベビーボーナス 第 1 子・第 2 子: 3,000 S ドル 第 3 子・第 4 子: 6,000 S ドル ※第 2 子、第 3 子に対して支給されていたベビーボーナスを 2004 年 8 月より第 1 子と第 4 子にも適用拡大。
所得税控除	保護者控除 第 2 子について 10,000 S ドル、第 3 子・第 4 子については 20,000 S ドルを所得税額から控除する制度 (税額控除で、使い残しがある分は翌年以降無期限に持ち越し) 働く母親向け子女控除 働く母親の年間課税対象所得より第 1 子については 5%、第 2

	子は 15%、第 3 子は 20%、第 4 子は 25%を控除。 祖父母支援控除（2004 年新設） 働く母親が祖父母に子供（12 歳未満）の世話をしてもらっている場合、母親の年間課税対象所得より 3,000 ドルを控除。
--	---

【韓国】

- 面積：約 9 万 9,538 平方キロメートル（朝鮮半島全体の 45%）
- 人口：4,829 万人
- 主要産業：製造業、不動産賃貸業、建設業
- 名目 GDP：847.9 兆ウォン（約 101.7 兆円）
- GDP 成長率：5.0%
- 貿易収支：16 兆 2,174 億ウォン（約 1.9 兆円）
- 経常収支：5 兆 9,398 億ウォン（約 7,128 億円）
- 歳出：220.0 兆ウォン（約 26.4 兆円）
- 歳入：144.8 兆ウォン（約 17.4 兆円）
- 租税負担率：20.2%、国民負担率：25.5%
- 通貨：ウォン（100 ウォン＝12 円）

1. 国会財政法の制定

○ 2006 年 10 月に制定し、07 年から施行。健全な財政の構築を目的とし、予算・税制等について規定。

・ 非課税・減免措置の見直し

国税税目全般にわたる 230 項目の非課税・減免措置（主な支援対象は、成長力強化と関連した R&D・設備投資及び勤労者・農漁民・中小企業等。2006 年度：21.1 兆ウォン（約 2.5 兆円））について、国税収入総額の一定割合以下になるよう限度を設定。「国税減免率」の上限を改定。「国税減免率」を経済成長率以下の伸びに抑制する狙い。また、減免要求時には、既存減免の縮小・廃止等の財源調達方策を提示することを義務付け。

（参考）【国税減免率%】＝{（租税特別措置による減収額（推計））÷（実際の
 国税収入額＋租税特別措置による減収額（推計））}＋0.5%

（注）国税全体として、上記枠内におさめる制度。過去 3 年間の平均減免率で
 キャップをかける。

第 88 条(国税減免の制限)

① 財政経済部長官は大統領令に定める当該年度国税収入総額と国税減免額
 総額を合わせた金額に対し国税減免額総額が占める比率(以下「国税減免
 率」という)が大統領令に定める比率以下となるよう努力しなければならない。

② 各中央官署の長は新しい国税減免措置を要請する時には、大統領令に定め

るところにより減免額を補充するための既存の国税減免措置の縮小又は廃止方策その他必要な事項を作成し、財政経済部長官に提出しなければならない。

専門家で構成される租税減免評価委員会を新設し、非課税・減免制度に対する成果等を審査。

2. 社会経済状況の変化に対応した租税政策の構築に向けて

○概要：2005 年に大統領の諮問機関である政府革新地方分権委員会内に租税改革特別委員会を設置。現在、最終報告書を準備中。

基本方向は以下のとおり。

- ①経済活力増進のための潜在成長力の拡充
- ②税制の正常化及び公平性の向上
- ③租税制度の合理化及び簡素化
- ④少子化・高齢化、環境問題等、未来社会に備えた税制の構築
- ⑤国家の均衡ある発展支援のための地方税制改革

○背景：2000 年代以後、租税負担率は 20%台で安定傾向を維持する一方、国民負担率は 23%台から 2005 年には 25%水準へと緩やかに上昇の勢い。少子高齢化の進展により、今後社会保障費が増大すること、及び適正な租税負担率についての国民的合意の必要性が高まることが見込まれる。

※ 現在年金などの社会保障制度は未成熟で、その支出の対 GDP 比は非常に低い。

※ 経済財政政策の中長期的展望を示すため、2006 年 9 月「ビジョン 2030（副題：「共に前進する希望の韓国）」を策定（租税政策ではない）。

今後の財政経済政策運営方針を示したもので、①2030 年までに財政支出のうち福祉分野の支出の占める割合を 25.5%（2005 年）から 40%まで引き上げること、②一人当たりの国民所得を現在の 3 倍（1 万 6,000 ドル（約 1,560 万ウォン：約 187 万円）→4 万 9,000 ドル（約 4,778 万ウォン：約 573 万円））へ引き上げること等を明記。社会保障負担などで追加的に 1,100 兆ウォン（約 132 兆円）が必要と明記しているものの、その財源については今後の議論。

○ポイント：

2010 年までは、歳出構造調整、非課税・減免の縮小及び課税の透明性の向上等を通じ、所要財源に充当。社会保障費の増大の中での財源調達方策に関しては、今後国民的議論が必要。

※ 「今後考えられる選択肢」

- 国債で調達する方策 → 財政の持続可能性が弱体化
- 租税で調達する方策 → 税率引上げ又は税目を新設する必要
- 国債と租税の双方で調達する方策

3. その他の取組

(1) 課税の透明性の向上

- ・ 納税者番号の活用。具体的には、事業を営む個人又は法人には事業者登録番号を交付。
- ・ 事業者が他者との取引時に発行する税金計算書又は領収書には事業者登録番号を記載。付加価値税等について、国税庁は購入者及び売上者の税金計算書を国税情報網（TIS）を利用し、cross-check して相互の不一致部分を確認。
- ・ 個人には住民登録番号を出生時に付与し、個人の金融所得等を把握。

(2) 電子申告制度の促進による納税コストの縮減

- ・ 2006 年における電子申告利用率は、付加価値税申告の 77.9%、源泉税申告の 92.9%。手続きが容易な付加価値税から導入し、法人税・所得税等へ電子申告を拡大。

(3) 法人税率、所得税

- ・ 法人税率（25%）は主要国と比較して高い水準ではないとして、今後の法人税率引下げはかなり慎重。ただし、外国人の投資環境改善のため、一定の範囲で租税支援制度を維持（外国投資を誘致するために高度な技術を伴う事業を営んだり、外国人投資地域に入居した外国人投資企業等に対し所得税・法人税を当初所得発生年度から5年間100%、その後2年間50%税額減免する制度を運用）。
- ・ 勤労貧困層の勤労インセンティブを向上させ、同層に実質所得を支援することにより、仕事を通じた貧困脱出を支援するため、EITC（Earned Income Tax Credit）を導入予定。EITC は 2008 年から施行され、最初の奨励金は 2009 年から支給。韓国の EITC 制度は施行当初は所得把握率が相対的に高い勤労者世帯からまず適用。今後、自営業者等に対する所得把握に努めながら、財政条件等を考慮しつつ、適用対象と給付水準を段階的に拡大予定。

（参考）タックスヘイブン税制

- ・ 韓国政府も実質的な内容によって課税する実質課税の原則を明文化し、租税回避行動に対処している。
- ・ 租税回避行動における韓国の取り組みは以下のとおり。
 - － 海外子会社を通じた租税回避行為に対してはタックスヘイブン課税制度を適用し、海外子会社に留保された所得を内国人に配当したと見なして、課税（1997.1.1 施行）。
 - － 外国資本が租税回避地域を経由し、国内に投資する場合、源泉徴収をした後、払い戻しする源泉徴収手続きの特例を措置（2006.7.1 施行）。
 - － 国際取引に対する実質課税原則を明文化（2006.5 月）。

4. 出生率低下を防止するための少子化対策

○概要：出生率は急激に低下傾向にあり、2005 年の出生率は 1.08

※ 出生率の低下

2000 年：1.47→01 年：1.30→02 年：1.17→03 年：1.19→04 年：1.16→05 年：1.08

○背景：95 年までは人口数の調整の観点から、出産抑制政策。96 年から少子化対策へと方針転換。ただし、①雇用の問題（特に若年者の雇用が不安定）、②女性の社会進出の増加による機会費用の増大、③教育費の高騰、④子育てへの価値観の変化があり、少子化対策の効果は限定的。

○対策：

- ・2003 年 12 月に大統領府に「高齢化と未来社会委員会」を設置。2004 年 1 月には「少子・高齢社会対応のための国家戦略」を策定。2006 年 7 月に 2010 年までに出生率を OECD 加盟国の平均 1.6 にすることを目標とする「セロマジプラン 2010」策定。
- ・2006 年度は出生率反転上昇の見込み。
- ・「セロマジプラン 2010」では、5 年間で少子化対策：19 兆ウォン（約 2.3 兆円）、高齢化対策：13 兆ウォン（約 1.6 兆円）を投入予定。GDP（848 兆ウォン（約 102 兆円））比で、0.3%程度。国が立てた計画を地方自治体が状況に応じて実施。
- ・児童手当は存在しない。

※ 現在の少子化対策は以下のとおり。

- ・出産休暇は 90 日間（出産後は 45 日以上）、育児休暇は 12 か月まで取得可能。育児休暇は、その取得を推進するために雇用保険から手当を支給（2001 年までは無給）。
- ・育児休暇中の代替要員を雇用した企業に補助金を支給。
- ・保育サービスでは、民間と公立の保育所のほか、事業所設置の保育所と家庭型（小規模）保育所が制度化。
- ・わが国の児童手当に相当する制度はない。

（以 上）